

神奈川県立公文書館閲覧審査基準の考え方

平成30年11月20日

1. 総論

- 記録遺産の歴史的価値と個人情報保護のバランスを考えること
 - ・神奈川県立公文書館が県民の「知る権利」のために設置されたことを念頭におくとともに、個人情報保護にも適切に配慮する
- ICA勧告の「30年原則」を基本とする
 - ・個人情報以外の情報は、公文書館へ引き渡された時点ですべて公開することを原則とする
 - ・個人情報は、作成後30年間非公開とし、その後も本人に不利益なもの、知られたくないものについて、一定の期間、非公開とする
- 閲覧申込があった際の「時の経過」を考慮すること
- 文書「作成後」の年数を基準とすること
- 神奈川県立公文書館における閲覧審査の実績を踏まえること
 - ・国立公文書館や、他の地方公共団体の公文書館等の審査基準を参考とする
- 現用文書を対象とする情報公開が行われる事項は、すべて公開することを原則とする
 - ・ただし、閲覧審査時における社会通念の変化等も考慮するものとする。

2. 各論

(1) 個人情報

- 個人を識別できる情報に加え、本人に不利益なもの、知られたくないもの（犯罪歴、病歴等）に配慮し、一定の期間、非公開とすることができる
- 非公開とする期間の長さに関する考え方
 - 案1：50年を基本とする（現行内規の考え方）
 - 案2：80年を基本とする（生存者の利益を保護する考え方）
- 戸籍謄本及び抄本については、80年（又は100年）非公開とする
 - 課題：被差別部落に関する情報の扱い
 - 家族関係（親子関係等）に関する情報の扱い
- 「公知の事実」の扱い
 - 課題：新聞記事、裁判記録等の扱い

(2) 法人、団体等

- 法人、団体等の情報に関しては、個人情報より短い期間で公開する
 - ・ 社会的影響が大きく、公開することの公益性が高い
 - ・ 経済活動は情報の流れが速く、時の経過により情報保護の必要性が減じやすい
 - ・ 個人情報のようなセンシティブ情報に比べ、情報保護の必要性が低い
- 公的な団体については、公開を基本とする

3. 審査手続

- (1) 閲覧請求があったときに審査すること（事前審査は行わない）
- (2) 審査はダブルチェックのうえ、館長決裁とすること
- (3) 閲覧請求に対する十分な審査期間を確保すること
- (4) 非公開に対して公開申立てがあった場合、「時の経過」を考慮して再審査すること

4. その他

- (1) この基準の策定および見直しに当たっては、第三者の意見を聞く機会を設けること
- (2) この基準は公開し、透明性ある運用をすべきこと